

議員提出議案第2号

「テロ等準備罪」を新設する組織犯罪処罰法改正案について慎重な
審議を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び岩倉市議会会議規則第13条の規定により提出します。

平成29年5月9日

岩倉市議会議長 須藤 智子 殿

提出者 岩倉市議会議員

鈴木麻佳

賛成者 岩倉市議会議員

梅村均

岩倉市議会議員

榎谷規子

岩倉市議会議員

塚本秋雄

岩倉市議会議員

鬼頭博和

岩倉市議会議員

宮川隆

「テロ等準備罪」を新設する組織犯罪処罰法改正案について慎重な審議を求める意見書

東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を3年後に控えており、テロ対策は最重要課題の一つである。テロ行為を防止するためには、国際社会と緊密に連携することが必要不可欠であり、こうした協力関係を構築する上で、既に187の国と地域が締結している「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約」を締結することは極めて重要である。

今般、同条約に基づく国内法の整備の一環として、「テロ等準備罪」の審議が進められているが、現行法においてもテロ行為等の準備行為を処罰する規定が存在しており、現行法の規定に加えて、テロ行為等の準備行為の処罰を一般化する必要性や合理性が明らかにされなければならない。

また、「テロ等準備罪」については、一般市民が対象とならないよう、犯罪の主体を「組織的犯罪集団」とする、対象となる罪を絞り込む、構成要件に準備行為を加えるなどの対応を図るとされているが、様々な懸念があると指摘されている。

犯罪の主体について、政府見解は、正当な活動を行っていた団体であっても、その目的が犯罪を実行することに変化したと認められる場合には、「組織的犯罪集団」に当たり得るとしており、取締りの対象になる可能性があるとして指摘されている。

加えて、「テロ等準備罪」は、未遂に至らない段階の行為の処罰範囲を拡大することから、捜査機関による監視等の範囲の拡大につながる恐れがあることも懸念されている。

また、大村秀章愛知県知事は、4月10日の記者会見において「五輪に必要ななら6月までにどうしても仕上げないといけないものでもない。十分に時間をかけて議論してほしい」と発言し、報道等に大きく取り上げられたところでもある。

よって、本市議会は、国に対し、「テロ等準備罪」を新設する組織犯罪処罰法改正案について、十分に時間をかけて議論し、幅広い観点から慎重に審議することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年 5月 9日

岩倉市議会

提出先 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 法務大臣 内閣官房長官